

第 9 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 3 年 2 月 25 日					
開 催 場 所	行 田 市 役 所 2 0 3 会 議 室					
開 議 時 刻	9 時 0 0 分					
閉議時刻	9 時 4 3 分					
会 長	大関守宏		会長代理	島田勇・藤間光治		
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要	議席 番号	氏 名	摘 要
	1	國 島 健 一	出○席 欠席	9	町 田 実	出○席 欠席
	2	島 田 勇	出 席 欠○席	10	藤 間 光 治	出○席 欠 席
	3	大 関 守 宏	出○席 欠 席	11	中 村 賢 一	出○席 欠 席
	4	伊 東 普 丈	出○席 欠 席	12	新 井 健 一	出○席 欠 席
	5	寺 田 浩 市	出○席 欠 席	13	太 田 浩	出○席 欠 席
	6	長 谷 部 明	出○席 欠 席			
	7	石 井 幸 壽	出○席 欠 席			
8	宮 崎 薫	出○席 欠 席				

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①			⑪		
	②	西村浩一	出○席 欠席	⑫	門倉浩一	出○席 欠席
	③	福嶋正一	出席 欠○席	⑬		
	④			⑭	小川勢津雄	出○席 欠席
	⑤	吉田隆	出席 欠○席	⑮	椛田佳克	出○席 欠席
	⑥	野中實	出○席 欠席	⑯		
	⑦			⑰	小河原達矢	出○席 欠席
	⑧			⑱		
	⑨	蓮豊	出○席 欠席	⑲		
	⑩	高沢宗春	出○席 欠席	⑳		
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	大淵大輔

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>開会宣告（9：00）</p> <p>あいさつ</p> <p>農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p> <p>議事録署名人の選出についてですが、長谷部委員、石井委員のご両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、5件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、荒木〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、羽生市大字〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する須加字〇〇〇〇〇〇番、地目：田、158㎡外1筆、計955㎡について、経営の安定を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。斜線左側と真ん中の農地で、埼玉用水路の南に位置し、羽生市境に隣接する須加地内のご覧の農地でございます。</p> <p>次に、進行番号2でございますが、須加〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇〇さんが、羽生市大字〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する須加字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、896㎡ 及び 入間市〇〇〇〇丁目〇番〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する須加字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、296㎡、2筆合計1,192㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。斜線右側の農地で、埼玉用水路の南に位置し、羽生市境に隣接する須加地内のご覧の農地でございます。</p> <p>次に、進行番号3でございますが、上池守〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、上池守〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する上池守字〇町〇〇〇番〇、地目：田、1,243㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。国道125号の南に位置する上池守地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に、進行番号4でございますが、関根〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、さいたま市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇ー〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する関根字〇〇〇〇〇番、地目：畑、194㎡について、経</p>
--	---	---

<p>『議案第 2 号』 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の 3 ページをご覧ください。県道鴻巣羽生線の東に位置するご覧の農地でございます。</p> <p>次に、進行番号 5 でございますが、熊谷市〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、熊谷市〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇さんが所有する南河原字〇〇〇〇〇〇番、地目：畑、1, 6 1 7 m²について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 4 ページをご覧ください。県道熊谷館林線の東に位置する南河原地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上、議案第 1 号について、事務局で農地法第 3 条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第 1 号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問が無いようですので、議案第 1 号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第 1 号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第 2 号』農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の 1 ページ下段をお願いいたします。議案第 2 号は 3 件となっております。</p> <p>進行番号 1 でございますが、加須市〇〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、自己所有の荒木字〇〇〇〇〇番、地目：畑、9 1 5 m²について、住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。こちらの案件は、追認となっております。</p> <p>申請人は、自己所有地の土地を精査したところ、昔から宅地として利用していた敷地の一部が登記地目上農地であることが判明しました。申請地は、昭和 4 5 年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当である</p>
---	--	---

	藤間委員	<p>と思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。県道熊谷羽生線の北に位置する荒木地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は、1, 580.45㎡になる予定でございます</p> <p>次に進行番号2でございますが、東京都北区〇〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇-〇〇〇号 〇〇〇さんが、自己所有の酒巻字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、57㎡について、住宅敷地の接道用地にしたいとして申請があったものでございます。こちらの案件も、追認となっております。</p> <p>申請人は、現在、東京都内に住んでおりますが、所有物件が利根川の堤防拡幅事業により移転の必要性に迫られたことから、将来的なことも考え、住宅の建築を計画したものでございます。また、申請地は、昭和45年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。県道羽生妻沼線の北に位置する酒巻地内の集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、農地部分と合わせると、建物敷地の面積は、1, 728.53㎡になる予定でございます。</p> <p>次に、進行番号3でございますが、下須戸〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、自己所有の下須戸字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、29㎡ 外2筆、計98㎡について、住宅敷地に接続する道路を拡幅したいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は現在、拡幅する道路の突き当たりとなる住宅で生活しておりますが、市道の幅員が非常に狭く、緊急車両等の通行に支障があることを以前から大変心配しておりました。現状では早急な市の道路整備も見込めないことから自ら拡幅し、整備することにしたものでございます。</p> <p>申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。星川の西側に位置する下須戸地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る2月19日、現地調査をしていただいておりますので、藤間委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る2月19日、私と中村委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお</p>
--	------	---

『議案第3号』 農地法第5条第1項 の規定による許可申請 書に対する審議につい て	議長	<p>願いたします。</p> <p>事務局から議案第2号についての説明及び藤間委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら願いたします。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>ご意見、ご質問が無いようですので、議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第3号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p>
	事務局次長	<p>議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の2ページをお願いいたします。議案第3号は、4件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、熊谷市〇〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、堤根〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する堤根字〇〇〇〇番〇、地目：畑、429㎡について、売買により住宅1棟、53.82㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、熊谷市内の借家で生活しておりますが、結婚の準備のため、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。武蔵水路の西側に位置する堤根地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に、進行番号2でございますが、長野〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇さんが、北足立郡〇〇〇〇〇〇丁目〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する若小玉字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、148㎡ 外2筆、計479.36㎡について、売買により住宅1棟、61.80㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、将来の生活設計を考え、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。県道熊谷羽生線の北に位置する若小玉地内の集</p>

		<p>落内農地でございます。</p> <p>次に、進行番号3でございますが、深谷市〇〇〇〇〇〇番地〇 合同会社 〇〇〇〇〇〇〇 代表社員 〇〇〇〇さんが、熊谷市〇〇〇〇丁目〇〇番地 〇〇〇〇〇〇さんが所有する小敷田字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、62㎡ 外2筆、計625㎡について、売買により車両置場にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、深谷市内で中古車販売業を営んでおりますが、現在使用している車両置場が手狭になってきており、業務に支障が生じております。今後も商品車の仕入台数の増加を見込んでおり、仕入会場へのアクセスや輸送に利用する東北道へのアクセスも比較的しやすいことを条件に近郊地域で車両置場を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。県道弥藤吾行田線を挟んだ熊谷市の中にある行田市の飛び地で集落内農地でございます。</p> <p>次に、進行番号4でございますが、群馬県邑楽郡〇〇〇〇〇〇〇〇番地 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さんが、上池守〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さん、上池守〇〇〇番地 〇〇〇〇さん 及び 上池守〇〇〇番地 〇〇〇〇〇〇さんの3名がそれぞれ所有する上池守字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、191㎡ 外7筆、計5,483㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、群馬県を中心に自然エネルギー発電事業を営んでおりますが、事業拡張のため、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。</p> <p>事業計画では、太陽光パネルを計2,046枚設置し、その他発電設備等を整備するものです。年間発電量は、83万1,851kwh で、設備の周囲を高さ1.75mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の11ページをご覧下さい。星川と県道熊谷羽生線に挟まれた上池守地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る2月19日、現地調査をしていただいておりますので、中村委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る2月19日、私と藤間委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
--	--	--

<p>『議案第4号』 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更について</p>	議長	<p>事務局から議案第3号についての説明及び中村委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>ご意見、ご質問が無いようですので、議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第4号』農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p>
	農政課主幹	<p>いつも、大変お世話になっております、農政課の木村です。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは「議案第4号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更について」、ご説明させていただきます。</p> <p>まず始めに、今回の変更は、個別案件での変更ではなく、全体計画見直しによる変更となります。</p> <p>この農業振興地域整備計画は、優良農地の確保と農業の振興を図るため、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、昭和48年度に策定されたものです。その後、定期的に見直しを行ってまいりましたが、直近の見直しは、平成20年度となっております。前回の見直しから10年以上が経過し、現行の計画が現在の状況と乖離したものとなっており、整合性を図る必要があることから、今年度(令和2年度)、全体見直しを行っているものです。</p> <p>1枚めくっていただきまして、総括表になります。こちらは、今回の全体見直しに併せ、道路などの公共施設等を除外するものです。筆数は、1,023筆、面積は、11万102.36㎡で、約11haの面積を農振農用地から除外を予定しております。</p> <p>真ん中、2段目の表が事由別となります。</p> <p>表、最後の当初除外(錯誤)につきましては、現行の農用地指定が何番から何番までといった範囲指定となっていたことから、そのなかに含まれてしまっていた土地となります。</p> <p>続きまして、A3の行田市農振農用地区域除外候補地分布図をご覧くださいと思います。赤で表示されている箇所が今回除外となる場所を示しております。道路の線形に沿っている様子が伺えるかと思います。ほとんどが道路となっています。</p> <p>続きまして、行田市農業振興地域整備計画書(案)となります。こちらは、国の示した農業地域制度に関</p>

		<p>するガイドライン及び農業振興地域制度に関する参考様式集に合わせた内容となっております。今回の見直しにより、集団的に存在する農用地の除外や白地からの青地編入はありませんので、農用地に関しては大きな変更はありません。そのため、現行計画から大きく変わったのは、整備計画書を現在のガイドライン等に合わせたことと農用地利用計画の地番の管理を1筆ごとに改めたことでございます。また、当日資料としてお配りいたしました農用地利用計画（案）、こちらが1筆ごとに改めたものとなります。ここに載っている筆が、農振農用地、いわゆる青地となります。農地転用を行う場合は、除外の手続きが必要となります。</p> <p>以上、「議案第4号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更について」の説明を終わらせていただきます。</p> <p>事務局から議案第4号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>この分布図を見ると道路の一部のみ赤くなっており、続きは赤くなっていないが、道路1本全部除外はしないのですか。</p> <p>既に除かれているところがありますので、赤くないところは除外済のところでございます。</p> <p>他にございますか。</p> <p>先程説明のありました当初除外の錯誤のところですが、もう一度説明をお願いします。</p> <p>例えば枝番が1～9番と指定されていたことで、その間の2～8番も指定されているわけですが、実際は除外されている枝番がいくつかございましたので今回1筆ごとに改めたものでございます。</p> <p>そうすると前は枝番がなかったのですか。</p> <p>そのとおりでございます。</p> <p>他にございますか。</p> <p>20ページに整備計画がありますが、その中の（1）米麦のところ、「認定農業者等の担い手農家による農業機械施設の整備を支援する」とありますが、具体的にはどのような支援があるのですか。</p> <p>国や県などは機械を支援する補助メニューがあります。市の単独ですと、機械の支援は今のところないのですが、今後、攻めの農業支援事業のほうでスマート農業に関してのものを入れる予定になっておりまして、その中で農業機械も補助対象としておりますのでそのような支援を考えております。</p> <p>他にございますか。</p> <p>（なし）</p> <p>他に無いようですので、議案第4号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>（全員挙手）</p>
	議長	
	國島委員	
	農政課主幹	
	議長	
	中村委員	
	農政課主幹	
	中村委員	
	農政課主幹	
	議長	
	新井委員	
	農政課主幹	
	議長	
	議長	

<p>報告事項</p>	<p>議長</p> <p>主任</p>	<p>挙手全員と認めます。よって議案第4号は承認することといたします。</p> <p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p> <p>議案書3ページをお願いいたします。(1)及び(2)につきましては市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、1件の届出があり、転用目的は、駐車場敷地でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>(2)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、11件の届出があり、転用目的は、住宅敷地等でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備されておりましたので受理をしたものでございます。</p> <p>(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。本件は、利用権等により農地の貸し借りを行っていたものを解約した場合に、農業委員会に対し、通知するものでございます。10件の届出があり、合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくをお願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。委員の皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げます、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>6 その他</p>	<p>議長</p>	<p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくをお願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。委員の皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げます、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>7 閉会</p>	<p>事務局長</p> <p>主任</p> <p>農政課主幹</p> <p>事務局長</p>	<p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農用地利用権設定等申出書の配布について ・北埼玉地区農業委員会協議会主催研修の中止について ・人・農地プランの実質化について <p>以上をもちまして、第9回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(9:43)</p>

と
認
め
た
事
項
と
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....